

別表第四(第十条及び第十一条関係)  
表一

(略)	第二十七条第八項第十一号の規定による統計解析計画書の作成
(略)	(略)
(略)	(略)
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第七条第五号及び第六号の規定による文書による説明及び同意
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	第十三条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書による同意
(略)	(略)
介護医療院等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第十三条第二項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書による説明
(略)	(略)
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第四十七条第一号の規定による文書による説明及び同意

別表第四(第十条及び第十一条関係)  
表一

(略)	第二十七条第八号第十一号の規定による計解析計画書の作成
(略)	(略)
(略)	(略)
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	(新設)
(新設)	(新設)
(略)	(略)
介護医療院等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	(新設)
(略)	(略)
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	(新設)

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第七條の二第三項(同法第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第八條の二第二項、第九條の八第八項(同法第十五條の四の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第九條の九第八項(同法第十五條の四の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第九條の十第六項(同法第十五條の四の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十二條第三項、第九項及び第十項、第十二條の二第三項、第十項及び第十一項、第十二條の三第三項、第四項、第五項、第七項及び第八項、第十二條の五第三項、第四項、第六項及び第十項並びに第十五條の二の二第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を次のように定める。

令和二年五月十五日

環境大臣 小泉進次郎

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出等に関する特例)

**第一条** 令和二年三月二十八日から新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)に起因して同法第三十二条第一項の規定により同年四月七日に同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされた後、全都道府県の区域において同法第五項の規定により同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態解除宣言がされる日(以下「緊急事態解除宣言日」という。)までの間においてした変更に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。))第二条の六第二項の規定の適用については、同項中「十日」とあるのは「三十日」とする。

(一般廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例)

**第二条** 新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされた令和二年四月七日(以下「緊急事態宣言日」という。)から当該一般廃棄物処理施設が存する都道府県の区域において同法第五項の規定により同項に規定する緊急事態解除宣言がされる日(以下この条において「特定緊急事態宣言解除日」という。)から起算して四月を経過するまでの間において規則第四条の四の三に規定する期間を経過する前に検査を受けることができなかつた場合における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。))第八條の二の二第二項の環境省令で定める期間は、規則第四条の四の三の規定にかかわらず、特定緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とする。ただし、この期間内に検査を受けることが困難であると認められるときは、緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とすることができる。

**第三条** 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間においてした変更に係る規則第六條の八第一項（規則第十二條の七の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、規則第六條の八第一項中「十日（法人で次項第一号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」とあるのは、「三十日」とする。

2 令和二年三月三十一日以前の一周年に係る規則第六條の十二（規則第十二條の七の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告に係る規則第六條の十二の規定の適用については、同条中「六月三十日」とあるのは、「十月三十一日」とする。

（広域処理の認定に関する特例）

**第四条** 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間においてした変更に係る規則第六條の二十一の二第一項（規則第十二條の十三の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、規則第六條の二十一の二第一項中「十日（法人で次項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」とあるのは、「三十日」とする。

2 令和二年三月三十一日以前の一周年に係る規則第六條の二十四（規則第十二條の十二の規定の適用については、同条中「六月三十日」とあるのは、「十月三十一日」とする。）

（無害化処理の認定に関する特例）

**第五条** 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間においてした変更に係る規則第六條の二十四の九第二項（規則第十二條の十九の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、規則第六條の二十四の九第二項中「十日（法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」とあるのは、「三十日」とする。

2 令和二年三月三十一日以前の一周年に係る規則第六條の二十四の十六第一項（規則第十二條の十九の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告に係る規則第六條の二十四の十六第一項の規定の適用については、同項中「六月三十日」とあるのは、「十月三十一日」とする。

（産業廃棄物の保管の届出に関する特例）

**第六条** 緊急事態宣言日から緊急事態解除宣言日までの間においてした変更に係る規則第八條の二の三、第八條の二の七及び第八條の十三の四の適用については、規則第八條の二の三及び第八條の十三の四中「場合」とあるのは、「場合及び新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下この条において同じ。）による処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う場合」とし、規則第八條の二の七の見出し中「非常災害」とあるのは、「非常災害等」とする。

**第七条** 令和二年年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画に係る規則第八條の四の五及び第八條の十七の二の規定の適用については、これらの規定中「六月三十日」とあるのは、「十月三十一日」とする。

2 令和元年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画に係る規則第八條の四の六及び第八條の十七の三の規定の適用については、これらの規定中「六月三十日」とあるのは、「十月三十一日」とする。

（運搬受託者及び処分受託者の管理票交付者への送付期限に関する特例）

**第八条** 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間における運搬又は処分の終了及び最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付に係る規則第八條の二十三、第八條の二十五及び第八條の二十五の三の規定の適用については、これらの規定中「十日」とあるのは、「三十日」とする。

（管理票交付者に関する特例）

**第九条** 令和二年三月三十一日以前の一周年において交付した管理票の交付等の状況に係る規則第八條の二十七の規定の適用については、同条中「六月三十日」とあるのは、「十月三十一日」とする。

2 令和元年十月十日から緊急事態解除宣言日までの間において交付した管理票又は実施した登録に係る規則第八條の二十八第一号又は第八條の三十七第一号の規定の適用については、これらの規定中「百八十日」とあるのは、「二百四十日」とする。

2 令和元年十月十日から緊急事態解除宣言日までの間において交付した管理票又は実施した登録に係る規則第八條の二十八第二号又は第八條の三十七第二号の規定の適用については、これらの規定中「百八十日」とあるのは、「二百四十日」とする。

（情報処理センターへの報告期限に関する特例）

**第十一条** 令和二年四月二日から緊急事態解除宣言日までの間における運搬又は処分の終了及び最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付に係る規則第八條の三十四及び第八條の三十四の三の規定の適用については、これらの規定中「三日（休日等を除く。）」とあるのは、「三十日」とする。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付期限に関する特例）

**第十二条** 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間に最終処分が終了した旨の通知を受けた場合における規則第八條の三十四の六の規定の適用については、同条中「十日」とあるのは、「三十日」とする。

（産業廃棄物処理業等に係る変更の届出等に関する特例）

**第十三条** 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間においてした変更に係る規則第十條の十第二項及び規則第十條の二十三第二項の規定の適用については、これらの規定中「十日（法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」とあるのは、「三十日」とする。

（産業廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例）

**第十四条** 緊急事態宣言日から当該産業廃棄物処理施設が存する都道府県の区域において新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項の規定により同項に規定する緊急事態解除宣言がされる日（以下この条において「特定緊急事態解除宣言日」という。）から起算して四月を経過するまでの間において規則第十二條の五の三に規定する期間を経過する前に検査を受けることができなかつた場合における法第十五條の二の二第一項の環境省令で定める期間は、規則第十二條の五の三の規定にかかわらず、特定緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とする。ただし、この期間内に検査を受けることが困難であると認められるときは、緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とすることができる。

**附 則**

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第七条及び第九條以外の規定は令和二年四月七日から適用する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。  
第八條の二十七中「若しくは」を「又は」に改め、「又は大牟田市」を削る。

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門一丁目
電話	03(3587)4294
定価	一カ月、六四円（本体、五二〇円） 本号一部、一四三円（本体、一三〇円） （配送料別）
発行所	独立行政法人国立印刷局